

妊産婦安心出産支援事業

興部町では、安心して出産できる環境づくりを目的とし、分娩可能な遠方の産科医療機関まで通院する妊産婦さんの負担を軽減するため、健診や出産等にかかる交通費・宿泊費を一部助成します。

1. 対象者 以下の全てに該当している方

- ①妊婦一般健診受診票・産婦健診受診票の交付を受けている方
- ②興部町妊産婦支援プランに沿って、適切に受診されている方
- ③出産時において興部町に住民票がある方



2. 助成内容

○妊婦一般健康診査(14回)、出産後2週間・1か月健診受診の際の自宅もしくは里帰り先の居住地から産科医療機関までの往復分の交通費相当額(※及び宿泊費)

※健診の宿泊費は、離島に在住する方が島外医療機関に受診する場合のみ対象となります。

○出産の際の自宅もしくは里帰り先の居住地から産科医療機関までの往復分の交通費相当額及び宿泊費

【交通費】(下表の助成単価と実費のどちらか低い方が助成額となります。)

健診区分	距離区分 (受診医療機関所在地例)	助成単価 (片道分)
健診	25km を超えて 50km まで	715 円
	50km を超えて 75km まで (名寄、遠軽など)	1,225 円
	75km を超えて 100km まで	1,600 円
	100km 以上 (北見、旭川など)	2,260 円
出産	25km を超えて 50km まで	715 円
	50km 以上 (名寄、遠軽、北見、旭川など)	・自家用車:1km37 円 ・公共交通機関:実費相当額 ※タクシー料金は領収書が必要です

【宿泊費】(下表の助成単価と実費のどちらか低い方が助成額となります。)

健診区分	距離区分 (受診医療機関所在地例)	助成単価 (一泊分)
出産準備 (※健診) ※上記条件参照	50km 以上 (又は離島から島外医療機関受診) (名寄、遠軽、北見、旭川など)	11,000 円 (出産:14泊以内、1回) (健診:1泊/健診1回)

3. 申請方法

助成の対象となる方へ、新生児訪問の際に申請書をお渡ししますので必要事項を記載の上、きらり窓口まで提出してください。

※申請期限は、原則出産して10週以内に申請をしてください。

申請期限を過ぎてしまうと、助成金を受け取れない場合があるのでご注意ください。

興部町福祉保健総合センター内 福祉保健課 子育て世代包括支援センター ☎82-4170